

フロン排出抑制法の指定製品において環境影響度の目標値及び目標年度が定められたものの一覧表

2025. 03. 18
日本冷凍空調工業会

下記は2024年10月1日公布の省令告示分を追加して、日本冷凍空調工業会が調査した内容をまとめたものです。
の部分は、大括り化と称して従来設定済だった製品の範囲を拡張し、目標値、目標年度を再設定したものです。
従来設定済だった目標は廃止日まででは有効で、施行日を境に再設定した目標に切り替わります。

指定製品の区分		具体的製品の事例	現在使用されている主なフロン類の種類及びGWP	環境影響度の目標値	目標年度	施行日	廃止日
家庭用エアコンディショナー（窓型，壁貫通型，高気密住宅向等を除く。）		セパレート型，マルチ型	R410A (2090) R32 (675)	750	2018	済み	—
業務用エアコンディショナー							
	①床置型等を除く，法定冷凍能力3トン未満のもの	天井埋込カセット型，天井埋込型，天吊型，壁掛型等	R32 (675)	750	2020	済み	2025年3月31日
	②床置型等を除く，法定冷凍能力3トン以上のもの	天井埋込カセット型，天井埋込型，天吊型，壁掛型等	R410A (2090) R32 (675)	750	2023	済み	2025年3月31日
	③店舗・事務所用エアコンディショナー	店舗・事務所用エアコンディショナー全機種（厨房用を含む）	R410A (2090) R32 (675)	750	2025	2025年4月1日	—
	④中央方式エアコンディショナーのうち，ターボ冷凍機を用いるもの（蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が－10℃以上のものに限る。）	ターボ冷凍機	R134a (1430) R245fa (1030)	100	2025	済み	—
	⑤中央方式エアコンディショナーのうち，容積圧縮式冷凍機を用いるもの（空調用チリングユニットのみ，蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が－10℃以上のものに限る。）	空調用チリングユニット	R410A (2090)	750	2027	済み	2029年3月31日
	⑥中央方式エアコンディショナーのうち，容積圧縮式冷凍機を用いるもの（蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が－10℃以上のものに限る。）	空調用チリングユニット，産業用チリングユニット，ブラインチリングユニット，熱回収式チリングユニット，給湯用チリングユニット等	R410A (2090)	750	2029	2029年4月1日	—
	⑦ビル用マルチエアコンディショナー（新設及び冷媒配管一式の更新を伴うものに限る，冷暖同時運転型や寒冷地用等を除く。）	冷暖切替型	R410A (2090)	750	2025	済み	2027年3月31日
	⑧ビル用マルチエアコンディショナー（新設及び冷媒配管一式の更新を伴うものに限る。）	冷暖切替型，冷暖同時型，寒冷地用，水冷式，氷蓄熱型等	R410A (2090)	750	2027	2027年4月1日	—
	⑨ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナー（新設及び冷媒配管一式の更新を伴うものに限る，冷暖同時運転型や寒冷地用等を除く。）	冷暖切替型	R410A (2090)	750	2027	済み	2029年3月31日
	⑩ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナー（新設及び冷媒配管一式の更新を伴うものに限る。）	冷暖切替型，冷暖同時型，寒冷地用，発電外部出力型，ハイブリッド型，水冷却加熱装置搭載型，電算機用等	R410A (2090)	750	2029	2029年4月1日	—
	⑪設備用エアコンディショナー（新設及び冷媒配管一式の更新を伴うものに限る，電算機用，中温用，一体型等の特定用途対応機器等を除く。）	汎用，工場用，農事用	R410A (2090)	750	2027	済み	2029年3月31日
	⑫設備用エアコンディショナー（新設及び冷媒配管一式の更新を伴うものに限る。）	汎用，工場用，農事用，寒冷地用，電算機用，中温用，クリーンルーム用，オールフレッシュ用，スポットエアコン，除湿機，基地局向け，スルーザウォール式，水冷式等	R410A (2090)	750	2029	2029年4月1日	—
自動車用エアコンディショナー							
	乗用自動車（定員11人以上のものを除く。）に搭載されるもの	自動車用エアコンディショナー	R134a (1430)	150	2023	済み	—
	トラック（貨物の輸送の用に供するもの）及びバス（乗用定員が11人以上のもの）に搭載されるもの	トラック用エアコンディショナー，バス用エアコンディショナー	R134a (1430)	150	2029	済み	—
中央方式冷凍冷蔵機器							
	①有効容積が5万㎡以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるもの	冷凍冷蔵倉庫	R404A (3920) アンモニア（一桁）	100	2019	済み	—
	②遠心式圧縮式冷凍機を用いるもの（①以外のもの）	ターボ冷凍機	R134a (1430) R245fa (1030)	100	2029	2025年4月1日	—
	③容積圧縮式冷凍機を用いるものであって，スクリュー式の圧縮機を用いるもの（①以外のもの）（蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が－40℃未満のものを除く。）	スクリュー式ブラインチリングユニット	R407 (1770) R448A (1386)	150	2031	2025年4月1日	—
	④容積圧縮式冷凍機を用いるものであって，スクリュー式以外の圧縮機を用いるもの（①以外のもの）（蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が－40℃未満のものを除く。）	スクロール式ブラインチリングユニット，ロータリー式ブラインチリングユニット	R410A (2090)	750	2029	2025年4月1日	—
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット							
	コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット（圧縮機の定格出力1.5 kW以下のもの及び蒸発器における冷媒の蒸発温度の下限値が－45℃未満のものを除く。）	別置形ショーケース	R404A (3920) R410A (2090) R407C (1770) CO ₂ (1)	1500	2025	済み	2029年3月31日
	①コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニットにおいて，圧縮機，蒸発器及び凝縮器が同一の筐体内に配置されていないもの（圧縮機の定格出力1.5 kW以下のもの及び蒸発器における冷媒の蒸発温度の下限値が－45℃未満のものを除く。）	別置形ショーケース	R404A (3920) R410A (2090) R407C (1770) CO ₂ (1)	750	2029	2029年4月1日	—
	②コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニットにおいて，①に掲げるもの以外のもの（蒸発器における冷媒の蒸発温度の下限値が－45℃未満のものを除く。）	プレハブ冷蔵庫，定置式冷凍冷蔵ユニット等		150	2029	2029年4月1日	—
業務用一体型冷凍冷蔵機器（内蔵型小型冷凍冷蔵機器）							
	①業務用冷凍冷蔵庫（蒸発器における冷媒の蒸発温度の下限値が－45℃未満のものは除く。）	業務用冷凍庫，業務用冷蔵庫	R134a (1430)，R404A (3920) R410A (2090)，R407C (1770)	150	2029	済み	—
	②ショーケース（圧縮機の定格出力750 W 以下のものに限る。）	冷凍機内蔵形ショーケース	CO ₂ (1)	150	2029	済み	—
硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器			HFC-245fa (1030) HFC-365mfc (795)	100	2024	済み	—
硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍機能をもつ自動販売機			HFC-245fa (1030) HFC-365mfc (795)	100	2024	済み	—
住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液			HFC-245fa (1030) HFC-365mfc (795)	100	2020	済み	—
非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液			HFC-245fa (1030) HFC-365mfc (795)	100	2024	済み	—
硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材			HFC-245fa (1030) HFC-365mfc (795)	100	2024	済み	—
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器（不燃性を要する用途のものを除く。）			HFC-134a (1430) HFC-152a (124) CO ₂ (1)，DME (1)	10	2019	済み	—

エアコンディショナー、冷凍冷蔵機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項

第一 環境影響度の目標値及び目標年度

指定製品のうち、使用するフロン類の環境影響度の目標値及び目標年度が定められる製品の製造業者等は、以下の表の区分ごとに、目標年度以降に国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度について、製造業者等ごとに出荷する製品の環境影響度を出荷台数で加重平均した値が、区分毎に定められた目標値を上回らないようにすることとされている。

第二 指定製品の製造業者等が取り組むべき事項について

指定製品の製造業者等全て（使用するフロン類の環境影響度の目標値及び目標年度が定められていない指定製品を含む）を対象として、以下のとおり規定している。
なお、ノンフロン製品は、指定製品にはあたらないが、指定製品を製造等している事業者（専ら、ノンフロン製品の製造等をしている事業者を除く）であれば、指定製品の製造業者等にあたるため、当該ノンフロン製品に対しても、管理者・消費者が判断できるよう、フロンラベル（JIS Z7161）やノンフロンラベル（経済産業省オゾン室HP）を貼付することが望ましい。

- 製造業者等は、フロン類の製造業者やフロン類使用製品の管理者と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、フロン類を使用しない製品や環境影響度の低い冷媒等を用いた製品の開発及び商品化に努めるものとする。
- 製造業者等は、製品の設計及び製造等に当たっては、施工事業者等とも連携し、フロン類の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさ等に配慮するとともに、これらの情報を開示する。
- 製造業者等は、施工事業者等とも連携し、冷蔵機器及び冷凍機器の管理者や消費者にもフロン類使用製品に係る使用の合理化や管理の適正化への取組の必要性について容易に理解が可能な表示の充実に努めるものとする。

第三 表示事項等

法第14条で定められた表示事項であり、指定製品のうち、使用するフロン類の環境影響度の目標値及び目標年度が定められる製品の製造業者等を対象として、以下を規定している。
（ただし、自動車用エアコンディショナーは規定内容が異なる）

<本体への表示事項>

- 使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度
- 品名及び形名
- 製造業者等の氏名又は名称

<カタログへの表示事項>

- 本体への表示事項
- 目標値及び目標年度